

労災保険施術料金算定基準・自賠責施術料金上限目安表

2024年10月1日以降の施術分から適用

単位:円

項目		労災算定基準	自賠責目安上限
初 検 料		2,575	3,090
加 算	時 間 外	650	780
	深 夜	3,740	4,490
	休 日	1,870	2,240
初検時相談支援料		150	180
再 検 料		490	590
往 療 料	片道4km以内	2,760	3,310
	片道4kmを超える場合	3,060	3,670
指 導 管 理 料		680	820
運 動 療 法 料		380	460
特 別 材 料 費	骨 折 ・ 脱臼等	1,670	1,670
	打 撲 ・ 捻 挫	1,020	1,020
包 帯 交 換 料	骨 折 ・ 脱臼等	770	770
	打 撲 ・ 捻 挫	410	410
宿 泊 費		1,400	1,400
食 事 料 (1食につき)		470	470
施術情報提供料		1,000	1,000

整復・固定料		労災算定基準	自賠責目安上限
骨 折	大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨	14,100	16,920
	鎖骨・肋骨・手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指骨	6,540	7,850
不 全 骨 折	骨盤・大腿骨	11,340	13,610
	下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,700	10,440
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,860	5,830
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指骨	4,620	5,540
脱 臼	股関節	11,100	13,320
	肩関節	9,780	11,740
	肘関節・膝関節・手関節・足関節・指関節	4,620	5,540
	顎関節	3,060	3,670
打撲・捻挫・施療料		910	1,090

			自賠責目安上限		
		労災算定基準	2部位以内		3部位以上
後 療 料	骨 折	一般	1,020	2,040	1,220
		拘縮	1,310	2,620	1,570
	不全骨折	一般	870	1,740	1,040
		拘縮	1,150	2,300	1,380
料	脱 臼	870	1,740	1,040	1,040
	打撲・捻挫	615	1,230	740	740
電療料	骨折・不全骨折	553	1,110	1,110	660
	打撲・捻挫	553	1,110	660	660
温電法	骨折・不全骨折	95	190	190	110
	打撲・捻挫	95	190	110	110
冷電法	骨折・不全骨折	100	200	200	120
	打撲・捻挫	100	200	120	120

- ※ 1. 自賠責の算定基準は、労災保険の取扱いに準拠しています。
 2. 3部位以上、4ヶ月以降の請求については、逡減ではなく、労災料金の1.2倍に戻ります。また、他医療機関等から転医してきたもので拘縮後療を算定する場合、包帯交換料は算定できません。
 3. 特別措置料金に係る表の末尾に以下を追加する。
 注：不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋・腱の断裂（いわゆる肉ばなれを言い、挫傷を伴う場合もある。）は、打撲及び捻挫に準ずる。